

学校法人宮城学院寄附行為

1951（昭和26）年3月9日

地管第33号認可

宮城学院は、1886年（明治19年）「合衆国改革派教会」（米国ドイツ改革派教会）宣教師及び日本人の熱誠なるキリスト者によって創設された宮城女学校に始まり、その後日米両国キリスト者の信仰による緊密な協力により女子の中等教育と専門教育との両方面において一貫したキリスト教に基づく教育を行い、わが国の文化に寄与すること久しきに亘っている。その間、本学院独自の敬虔にして自由な校風を培い、その感化は、多数の卒業生と共に、国内の隅々にまで及んでいる。

このように本学院は、創設以来常に福音主義のキリスト教を基調として女子教育を行い、国際精神を養い、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成することを使命としている。

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は、学校法人宮城学院と称する。

（事務所）

第2条 本法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘九丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

（目的）

第3条 本法人は、福音主義のキリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、女子及び幼児に学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 本法人は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる学校を設置する。

（1）宮城学院女子大学

大学院	人文科学研究科
	健康栄養学研究科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科
教育学部	教育学科
生活科学部	食品栄養学科、生活文化デザイン学科
学芸学部	英文学科、日本文学科、人間文化学科、音楽科、国際文化学科、心理行動科学科

（2）宮城学院高等学校 全日制課程 普通科

（3）宮城学院中学校

（4）宮城学院女子大学附属認定こども園 「森のこども園」

（学院長）

- 第5条 第3条の目的に従い、本法人の設置する各学校を統理するために、本法人に学院長を置く。
- 2 学院長は、評議員会の意見を徵して、理事総数の4分の3以上の議決により選任する。学院長の職を解任するときも、同様とする。
 - 3 学院長の任期は、4年とする。
 - 4 学院長は、再任されることができる。
 - 5 学院長に事故があるとき、又は学院長が欠けたときは、理事会において代行者を定める。

(キリスト者)

- 第6条 本法人の学院長並びに学長、高等学校長及び中学校長は、福音主義のキリスト者でなければならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第7条 本法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上17名以下
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち9名以上及び監事のうち1名以上は、福音主義のキリスト者でなければならない。
 - 3 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときは、理事総数の3分の2以上の議決を要する。
 - 4 理事長は、福音主義のキリスト者でなければならない。

(理事の選任)

- 第8条 理事は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学院長 1名
 - (2) 学長 1名
 - (3) 校長 1名
 - (4) 副学長 2名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 評議員である教職員の中から理事会が選任した者 1名
 - (7) 本学院同窓会会长 1名
 - (8) 本法人に關係ある学識経験者の中から理事会が選任した者 5名以上7名以内
 - (9) 評議員の中から評議員会が推薦し、理事会が選任した者 2名
- 2 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号の理事は、当該各号に掲げる地位又は職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 3 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する理事のうちその職務を兼務する者がある場合は、第7条に規定する理事定数から兼務者を減じた数をもって理事定数とする。

(監事の選任)

- 第9条 監事は、本法人の理事、教職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した

候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第10条 役員（第8条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることがある。

3 役員は、任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第13条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第17条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は、原則として5月、7月、9月、11月、1月及び3月に開催する。臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。
 - 5 理事長は、理事5名以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
 - 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 10 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 11 理事会は、本寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。ただし、第45条及び第47条に規定する事項の場合は、本項を適用しない。

- 13 理事会の議事は、法令及び本寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会審議事項)

- 第18条 理事会は、次の事項を審議し決定する。
- (1) 本法人並びに本法人の設置する学校の管理運営の基本方針及び将来計画に関する事項
 - (2) 各学校の設置及び改編等に関する事項
 - (3) 理事長の任免に関する事項
 - (4) 学院長の任免に関する事項
 - (5) 宗教総主事の任免に関する事項
 - (6) 理事、監事及び評議員の任免に関する事項
 - (7) 学長、校長、園長及び事務局長の任免に関する事項
 - (8) 教職員の任免、職務及び労働条件に関する事項
 - (9) 職制に関する事項
 - (10) 本法人の設置する各学校の学則及び諸規程に関する事項
 - (11) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (12) 予算、決算及び財産目録等に関する事項
 - (13) 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (14) 不動産の取得に関する事項
 - (15) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (16) 借入金に関する事項（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
 - (17) その他本法人の業務に関する事項
- 2 前項のうち第4号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号に関する決定は、理事総数の4分の3以上の同意を必要とする。

(常任理事会)

- 第19条 理事会の下に、理事長、学院長、学長、校長、事務局長及び理事会の選任する理事若干名をもって構成する常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の事項であって、あらかじめ理事会において定めた事項につき審議し、処理する。
- 3 常任理事会の審議処理した事項は、次の理事会に報告しなければならない。

(業務の決定の委任)

- 第20条 法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならぬ事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会議事録)

- 第21条 議長は、理事会の開催の日時及び場所並びに議決事項及びその他の事項について、議事録

を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び出席理事のうちから互選された理事3名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第22条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 本法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31名以上35名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員は、福音主義のキリスト者又は福音主義キリスト教に理解を有する者でなければならぬ。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会は、毎年3月、5月及び11月並びに理事長が必要と認めたときに、開催する。
- 6 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 7 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 9 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 10 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 12 評議員会の議事は、法令及び本寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 13 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 14 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会議事録)

第25条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 学院長の選任
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (5) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (6) 各学校の設置及び改廃
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要な事項で、理事会が必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第28条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の教職員のうちから、理事会において選任した者 12名以上14名以内
 - (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、本学院同窓会が選挙し、理事会において選任した者 8名
 - (3) 福音主義キリスト教の教職者のうちから、理事会において選任した者 3名
 - (4) 本法人に關係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6名以上10名以内
- 2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員が当該各号に掲げる地位又は職を退いたときは、評議員たることを止めるものとする。

(評議員の任期)

第29条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることがある。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第31条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 本法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聞き、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第35条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第36条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第37条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第39条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第40条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第41条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第43条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第44条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第45条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の4分の3以上の議決
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事総数の4分の3以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における4分の3以上の議決により選定した他のキリスト教主義学校法人に帰属する。

(合併)

第47条 本法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における4分の3以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 本寄附行為は、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における3分の2以上の議決を得、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第49条 本法人は、第40条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、学校法人宮城学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 本寄附行為施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 本法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された次の役員とする。

理事 矢野貫城
理事 西山 貞
理事 ケート・イングバーグ・ハンセン
理事 カール・ダニエル・クリーテ
理事 諸石 靖
理事 リディア・アルマイラ・リンゼイ
理事 平山の
理事 伊藤マキ
理事 村上兵助
理事 栗原 基

2 組織変更後の本寄附行為による役員の選任は、すみやかに行われなければならない。

3 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

1951（昭和26）年3月9日地管第33号認可
1956（昭和31）年3月9日地管第8号変更認可
1965（昭和40）年3月18日校管第64号変更認可
1969（昭和44）年4月12日校管第125号変更認可
1969（昭和44）年9月3日校管第181号変更認可
1978（昭和53）年10月4日校管第1の88号変更認可
1980（昭和55）年9月19日校管第1の80号変更認可
1988（昭和63）年12月22日校高第8の47号変更認可
1992（平成4）年9月24日校高第1の67号変更認可
1994（平成6）年12月21日校高第50号変更認可
1995（平成7）年3月16日校高第37号変更認可

1996（平成8）年7月31日校高第49号変更認可
1999（平成11）年10月22日校高第50号変更認可
2001（平成13）年10月30日13校文科高第2035号変更認可
2001（平成13）年11月20日13地文科高第590号変更認可
2003（平成15）年3月25日改正施行
2006（平成18）年2月23日17校文科高第392号変更認可
2007（平成19）年4月1日改正施行
2007（平成19）年12月3日19校文科高第516号変更認可2008（平成20）年4月1日改正施行
2009（平成21）年4月1日改正施行
(宮城学院女子大学学芸学部生活文化学科の存続に関する経過措置)
宮城学院女子大学学芸学部生活文化学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず2009（平成21）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
2010（平成22）年6月16日22受文科高第543号変更認可
この改正後の寄附行為の施行の際、現に在任する理事・監事及び評議員は、改正後の寄附行為に基づいて選任されたものとみなし、その任期は、改正前の寄附行為に基づき理事・監事及び評議員としての残任期間とする。
2013（平成25）年10月1日25受文科高第1297号変更認可2013（平成25）年11月28日改正施行
2015（平成27）年8月31日27校文科高第475号変更認可2016（平成28）年4月1日改正施行
2016（平成28）年4月1日改正施行
2017（平成29）年2月15日28受文科高第1422号変更認可2017（平成29）年3月17日改正施行
2020（令和2）年3月18日文部科学大臣認可の本寄附行為は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
2020（令和2）年11月24日改正施行
2021（令和3）年5月25日改正施行